

電気新聞及びホームページ 公告文

JESC 規格の改定と電気設備の技術基準の解釈への引用要請について

日電規委 2019 第 0021 号
令和元年 8 月 26 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会では、JESC 規格の改定と電気設備の技術基準の解釈への引用要請について、令和元年 10 月の委員会で評価することを予定していますのでお知らせいたします。ご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

(1) 「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」(JESC E2014(2004))の改定と引用要請について (送電専門部会)

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) 「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」(JESC E2014(2004))の改定と引用要請について

a. 要請した委員会

送電専門部会 (事務局：一般社団法人日本電気協会)

b. 趣旨、目的、内容等

「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」(JESC E2014)は、特別高圧電線路を鉄道、軌道又は自動車道の専用のトンネル及び人が常時通行するトンネルに該当しないトンネル内電線路として施設する方法を定めた規格であり、電気設備の技術基準の解釈 第 126 条 (トンネル内電線路の施設) (以下、「電技解釈」という。)に引用されています。

今回、JESC 運営要領に基づき規定内容の確認を行ったところ、準拠している電技解釈の改正と整合を図る必要があるため、本規格を改定し、電技解釈への引用要請を行うものです。

3. 規格の発行及び国への要請の予定

令和元年 10 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費の

ご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 技術部）

住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電 話：03-3216-0553 （内線 277）

ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」
フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和元年 8 月 26 日（月）

受付終了日：令和元年 9 月 24 日（火）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。